

小松島市議会における大規模自然災害発生時の対応要領

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、本市に大規模自然災害が発生又は発生するおそれが生じ、小松島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置された際に、小松島市議会(以下「市議会」という。)が、議事機関として果たす役割を明確にし、早急かつ的確な意思決定を行うことによって、執行機関による災害対応を支援し、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定める。

(災害対策会議の開会)

第2条 災害対策本部が設置された場合、議長は議会運営委員会において協議のうえ必要と認めるときは、小松島市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)を招集する。

2 議長は、災害対策会議を招集したときは、災害対策本部に連絡する。

3 災害対策会議は、正副議長室に置く。ただし、正副議長室が使用できない場合は、災害対策本部と協議のうえ、議長が別に定める場所に置く。

(災害対策会議の組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、議会運営委員会の委員長又は副委員長が、その順に議長の職務を代理する。

5 議長は、必要と認める場合には、議会運営委員以外の議員に対し、災害対策会議への出席を求めることができる。

(災害対策会議の役割)

第4条 災害対策会議は、次の役割を担うものとする。

(1) 議員の安否情報を収集すること。

(2) 災害対策本部から災害状況の報告を受け、議員に情報を提供すること。

(3) 議員が把握している情報を収集、整理し、災害対策本部に情報を提供すること。

(4) 災害対策本部からの依頼事項について協議し対応すること。

(5) 災害対策本部に要望及び提言すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、議事機関として、当該災害に関し特に必要と認めること。

(災害対策本部との連携等)

第5条 災害対策本部への要請行動は、緊急の場合を除き、災害対策会議を通じて行うものとする。

2 災害対策本部から災害対応への支援要請を受けた場合は、緊急の措置を要する場合を除き、災害対策会議において協議のうえ対処するものとする。

(議員の対応)

第6条 議員は、災害対策会議が設置された場合は、次に掲げる行動をとるものとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を市議会事務局に連絡し、連絡体制を確立すること。

(2) 被災地及び避難所等で把握又は確認した情報を必要に応じて市議会事務局に連絡すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害対策会議の決定に基づき行動すること。

(市議会事務局の役割)

第7条 市議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市議会事務局長は、災害対策本部において得た情報を議長へ報告する。

(2) 市議会事務局職員は、災害対策会議の支援に従事する。

(本会議等における対応)

第8条 本会議開会中に大規模自然災害が発生した場合、議長は、必要に応じ会議を休憩又は散会とするとともに、市議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。

2 委員会開会中に大規模自然災害が発生した場合、委員長は、前項と同様の措置をとるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。